

卒業・進級判定基準

校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、演習、実習及び実技については、演習、実習及び実技の成績によって修了を認定することができる。